やまなし共育（トモイク）未来宣言とは

○　「やまなし共育（トモイク）未来宣言」とは、男性も女性も家庭とキャリアを両立できる社会を実現するため、オールやまなしで男性育児休業を促進し、２週間以上の取得率１００％達成を目指すことを宣言するものです。

○　社会全体で若者の子育てを支援することで、出産・子育てへの安心感が高まり、次世代の誕生と成長が促されます。そして、その子ども達が将来、社会を支える側へと回っていくという好循環を生み出すことで、人口減少の緩和へと繋がります。

○　取得者自身も育児休業を契機とした地域社会との関わりや、社会課題への意識の変化が生じ、人生経験が豊かになると考えられます。

○　また、企業側にとっても、男性育児休業など育児支援への取り組みは、働き方の見直しや生産性向上といった効果が期待できるだけではなく、働き方と家庭の両立を重視する若年層から選ばれる企業となるために重要です。

○　このように、事業継続の観点からも、これからの山梨で男性育児休業の促進は必要です。企業・団体経営者の皆様におかれましては、本宣言の趣旨に御賛同いただき、共に取り組んでいただけるようお願いします。

人口減少危機対策本部事務局

宣言！ 男性の育児休業取得を やまなしの「当たり前」にします

自社の男性従業員の育児休業取得率100%達成に向けて山梨県と一緒に取り組んでくれるトップを募集します。

参加要件

次のすべてに該当する経営トップ・団体トップの方

① 山梨県内に本社又な営業所等を有し、県内において事業活動を行う法人、団体又は個人事業主の代表者又は長であること

② 働き方改革に尽力し、父親となった男性従業員の育児休業取得率100%かつ取得期間2週間以上を目指して宣言を行うこと

取り組みの流れ

申込 → ①準備 → ②取り組み（２年間） → ④報告

2025.12.19～ QRコードか県HPから申込

2026.4.1

③中間報告

2028.3.31

2028.5

「やまなし共育未来宣言」
トップセミナー
※ 宣言参加企業様にご案内をお送りします。

日時：2026年1月28日(水)
午前10時30分～12時

会場：甲府市内

次第：・宣言文署名式
・講演「企業価値を最大化させる男性育休推進」
育Qドットコム株式会社
代表取締役社長　広中秀俊氏

① 準備
社内規定や雇用環境の整備を行う。
社内に宣言を周知する。

② 取り組み（2026.4.1～2028.3.31）
・子どもが生まれる社員に面談
・育児計画書の作成
・管理職研修
・産後パパ育休推奨　など

③ 中間報告（2027.5）

④ 報告(2028.5)

申し込みはココ！

山梨県人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策課
〒400-0851　山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
電話：055(223)1841　FAX：055(223)1851
山梨県公式HPから トモイク で検索

YAMANASHI

宣言の効果

採用活動や離職防止に効果

男性育児休業の取り組みを発信することで
ワークライフバランスを求める<u>若年層への強力なアピールになります</u>。

全国の15～30歳男女　高校生・大学生及び社会人等の声

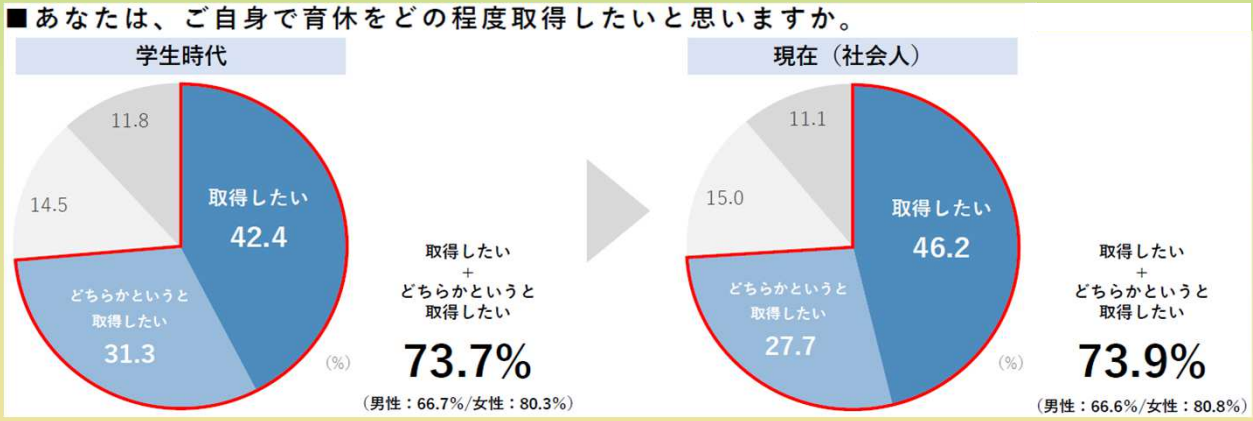

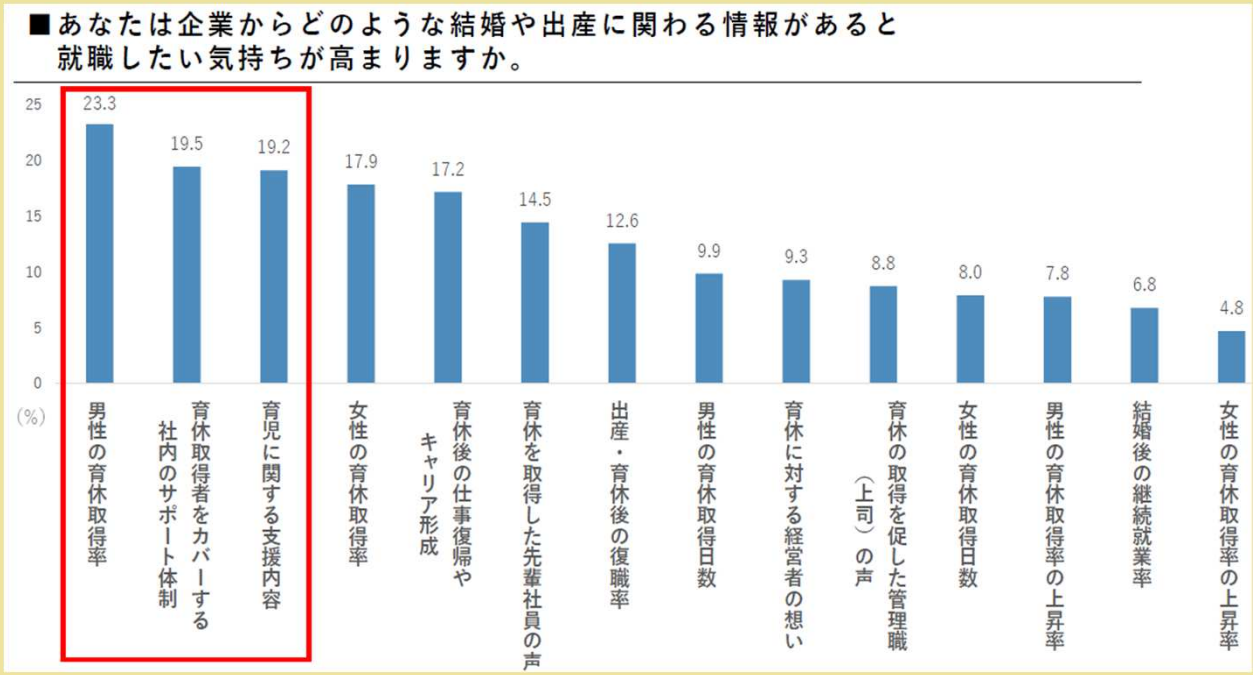

「若年層における育児休業等取得に対する意識調査」（速報）厚生労働省　(2025.7)を加工

「やまなし共育未来宣言」宣言文

私は、人口減少問題に直面する山梨県における企業の長として、我が社の男性従業員育児休業取得率100％を目指すことをここに宣言します。

我が社の目標取得日数

我が社の取り組み

令和８年１月２８日

株式会社　〇〇

代表取締役社長　山梨　太郎

「やまなし共育未来宣言」宣言参加企業への特典

① 人口減少危機対策課及び関係部署の県ＨＰに掲載して取り組みをＰＲします！

② 成長やまなし応援融資が使えます。

③ 県主催合同就職フェアにおいて優先枠での出展申込、パネル展示をします。

・・・今後さらに特典追加を予定しています。

男性育児休業促進や働き方改革に困ったら･･･

働き方改革アドバイザーにご相談ください！

※支援の対象となる業種や派遣回数に制限があります。

問い合わせ先：山梨県総合県民支援局　働く人・働き方支援課
０５５－２２３－１５６１

「やまなし共育未来モデル」を募集します。

お知らせ

◎山梨県では、県内企業が実施する男性育児休業取得促進に関する独自の取り組みを募集します。

◎応募要件を満たす取り組みは「やまなし共育未来モデル」として県ホームページなどでＰＲします。

（取り組みの例）
・配偶者出産前後の特別休暇制度を創設
・先輩パパによる育休体験報告会の実施
・育児休業取得のメリットを個別に説明　など

応募要件

①山梨県内に本社又は営業所等を有し、県内において事業活動を行う法人、団体又は個人事業主であること

②男性育児休業の取得実績があること

③**他企業等の参考となる独自の取組**を実施し、成果を上げていること

＜お申し込みはこちら＞

山梨県人口減少危機対策課
企画担当　TEL 055-231-1851

YAMANASHI

応募用紙掲載ホームページ
https://www.pref.yamanashi.jp/jinko_kiki/yamanashitomoikumiraisengen.html

山梨県公式ホームページ内 トモイク で検索